

平成 20 年 2 月 1 日

各 位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行

投資信託「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）」の
取扱開始について

りそなグループのりそな銀行(社長 水田 廣行) 埼玉りそな銀行(社長 川田 憲治)は、2月1日(金)よりJPMorgan・アセット・マネジメントが設定する「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド(毎月決算型)」の取扱いを開始いたします。

「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド(毎月決算型)」は、主として新興国の政府または政府機関の発行する現地通貨建て債券(ソブリン債券)に投資するファンドです。

本ファンドの主な特徴は以下の通りです。

(1) 投資目的

マザーファンドを通じて、主として新興国の政府または政府機関の発行する現地通貨建て債券に投資します。

*「新興国」とはJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが国内経済が成長過程にあると判断する国です。

(2) 投資対象

マザーファンドを通じて、主に現地通貨建ての新興国ソブリン債券()に分散投資します。

(1つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の変動率を主として反映する仕組債に投資することもあります。)

< 『新興国現地通貨ソブリン債券』のポイント >

近年、先進国を上回る経済成長を遂げている新興国を中心に投資します。

先進国と比較して、利回りの高い新興国のソブリン債券に投資します。

投資対象国・投資対象通貨を分散することにより、リスク軽減効果を狙います。

(3) 毎月決算型

原則として毎月19日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益を中心に分配を行います。また、四半期毎(2、5、8、11月)に分配原資に応じて、売買益(評価益を含みます)等を中心にボーナス分配を行う場合があります。

分配金が少額の場合など運用状況によって分配金が支払われないことがあります。

(4) 主なリスク

マザーファンドへの投資を通じて、新興国が発行する現地通貨建ての債券を実質的な主要投資対象としますので、組入有価証券の発行体の財務状況の悪化や倒産、金利の上昇、市場環境等の影響により組入有価証券価格が下落することで基準価額が下落し、損失を被り、各投資家の投資元本を割込むおそれがあります。なお、各投資対象国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価格が変動することがあります。また、外貨建ての資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

【別紙】商品概要

ファンド名称	「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリンファンド(毎月決算型)」
申込単位	【自動けいぞく投資コース/定期引出あり】1万円以上1円単位
当初申込期間	平成20年2月1日～平成20年2月28日
継続申込期間	平成20年2月29日～平成21年5月18日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
信託設定日	平成20年2月29日
信託期間	無期限
決算日	毎月19日(休日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配します。(第1回決算日は平成20年5月19日)
お申込み・ご換金	原則、いつでもお申込み・ご換金が可能です。ただし、ファンド休業日にあたる場合はお申込み・ご換金できません。
費用	この投資信託を購入・保有・換金されるにあたって必要な費用は次の～の合計となります。なおの信託報酬については、保有日数に応じて、ご負担いただきます。 お申込み時に直接ご負担いただく費用 申込手数料：申込受付日の翌営業日の基準価額に最大3.15%(税込)を乗じて得た金額。 保有期間中に間接的にご負担いただく費用 信託報酬：信託財産の純資産総額に対して年率1.8375%(税込) その他の費用：監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等は、信託財産中からご負担いただきます。これらの費用の合計額は、事前に計算できないため、その額や計算方法を記載することができません。 途中換金時に直接ご負担いただく費用 信託財産留保額：ありません
委託会社	商号等/JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号、加入協会/(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会
販売会社	商号等/株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号 加入協会/日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会 商号等/株式会社埼玉りそな銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号 加入協会/日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会
受託会社	商号等/りそな信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第589号 加入協会/日本証券業協会

ご注意事項

前記ファンドは、マザーファンドを通じて、主に外国有価証券を投資対象としますので、組入
有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、そ
の信託財産の価値が下落し、損失を被り、投資元本を割込むおそれがあります。また、為替の
変動により損失を被ることがあります。

ファンドの基準価格の変動要因としては、主に以下のようなものがあります。くわしくは投資
信託説明書(目論見書)をご覧ください。

「新興国への投資に伴うリスク」、「信用リスク」、「金利変動リスク」、「為替リスク」など
新興国は先進国に比べて経済環境が悪化しやすく、カントリー・リスクが高くなる傾向にありま
す。

投資信託は、預金でなく、預金保険の対象ではありません。また当社を通じてご購入いただ
いた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

投資した資産の減少を含むリスクは投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。

投資信託の募集・申込等のお取扱は当社、設定・運用は投資信託委託会社が行います。

詳細については、契約締結前交付書面や投資信託説明書(目論見書)をよくお読みください。

契約締結前交付書面や投資信託説明書(目論見書)は本支店窓口等にご用意しております。なお、
投資信託説明書(目論見書)は平成20年2月1日以降、当社Webサイトからもダウンロードできま
す。